

東電福島原発事故の

損害賠償請求について、

一緒に確認しませんか？



文部科学省



(本写真はイメージです。)

「相談してよかった」という声を増やしたい。

“今後どうすれば良いのかまで説明してもらい
自分達が何をすれば良いのか分かりやすかった。”

“具体的な賠償事例を交えながら説明してもらえて、参考になりました。”

※原子力損害賠償・廃炉等支援機構 相談会アンケート等より

原子力損害賠償・
廃炉等支援機構
— NDF —



無料電話
相談

0120-013-814

見落としがちですが、
こんな場合も請求ができます。

※「今までどのような賠償をもらったかわからない」
「賠償が全部済んでいるかわからない」場合もご相談ください。

事故当時に
借家だった方で
住居確保損害が未請求

亡くなった
ご家族の賠償が
済んでいない

事故当時に
子どもや妊婦だった
※賠償額が加算される
場合があります

通院費や
減収した給与の賠償が
済んでいない

家族が別々に
避難し二重生活と
なった

まずはお電話でご相談ください。

賠償全般についてのご相談

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）

文部科学大臣等が監督する法人です。東京電力とは異なる第三者の立場で、弁護士による法律相談、専門家による情報提供等を無料で福島県内外で実施。損害賠償が円滑に進むよう丁寧に支援します。

(受付時間) 10:00～17:00 月～土 (祝休日を除く) ☎ 0120-013-814

賠償額・内容に納得できない場合

原子力損害賠償紛争解決（ADR）センター

中立・公平な立場の弁護士が間に入り、被害者の方と東京電力の和解に向けた仲介を行う、文部科学省の機関です。東京電力から賠償を受けたことがある場合、また東京電力へ直接請求をしたことがない場合にも無料でご利用いただけます。

(受付時間) 10:00～17:00 月～金 (土日祝日を除く) ☎ 0120-377-155

身近にお困りの方がいましたら、電話相談のご案内をお願いします。
みなさまのお声がけで救われる人がいます。

原子力損害 賠償請求

